

土佐清水市産業祭出店要綱(暴排条項)

(露天の申請)

第1条 露天の出店をしようとする者（以下「出店責任者」という）は、あらかじめ出店責任者の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品、暴力団との関係の有無その他の必要事項が規定された出店申込書及び出店責任者、従業者の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他本事業から暴力団を排除する目的を達するための必要事項が記載された誓約書を併せて土佐清水産業祭実行委員会に提出し、出店許可の発布を受けなければならない。

2 出店申込書には、本人の確認を行うために、運転免許書等の公的な身分証明書を添付しなければならない。

3 当該祭りに出店する露店は、原則として事前に出店許可の発布を受けた者に限り出店を許可するものとする。

4 出店責任者は、やむを得ず事前に申請した者以外の者を従業者として使用するときは、遅滞なく、当該従業者の氏名、住所、生年月日等が記載された誓約書を土佐清水産業祭実行委員会に届け出なければならない。

(関係機関への意見聴取)

第2条 土佐清水産業祭実行委員会は、出店責任者、従業員その他の関係者と暴力団等との関係等を調査するために必要な限度において、出店申込書や誓約書を関係機関に提出し、意見を聞くことができる。

(拒否)

第3条 土佐清水産業祭実行委員会は、出店責任者、従業員その他の関係者が次の各号（以下「暴力団等反社会勢力」という。）の一に該当する場合において、露天の出店を許可せず、又は出店の許可を取り消すことができる。

- (1) 高知県暴力団排除条例（平成23年高知県条例第36号）第24条に規定する暴力団員等
- (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 所属する法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めにあるものを含む）の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行うなど、社会通念上不適切と認められる者
- (5) みかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、暴力団等に金品その他の財産上の利益の供与を行う等、暴力団等にとって利益となる行為を行うと認められる者。

(許可の解除)

第4条 土佐清水産業祭実行委員会は、出店の許可を得た出店責任者、従業員その他の関係者が、次の各号の一に該当する場合において、催告をすることなく出店の許可を取り消し、露店を撤去させることができる。

- (1) 暴力団等反社会的勢力であると判断した場合
- (2) 出店申込みに際し、名義貸し、虚偽の記載その他不正な方法による出店等虚偽の申請で許可を得たことが判明した場合
- (3) 許可を得た者と現に出店（従業）している者が、異なることが判明した場合
- (4) みかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、暴力団等に金品その他の財産上の利益の供与を行う等、暴力団等にとって利益となる行為を行った場合
- (5) 露店の営業中に粗暴、卑猥な言動をする等お客等に迷惑をかける行為を行った場合
- (6) 半裸体及び刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとった場合
- (7) 土佐清水産業祭実行委員会等の祭り関係者の指示に従わない場合